

## 施設操業時の維持管理方法

## 1. 飛散、流出

産業廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないように転圧締固めを行い、必要に応じ覆土する。また、処分場出入口付近に洗車施設を設け、公道の清掃に努める。

## 2. 悪臭

埋め立てる廃棄物の種類が安定物のみであることから、悪臭の発生はないものと判断されるため特別な措置は講じないが、発生した場合は、覆土及び消臭剤の散布等を行う。

## 3. 火災

埋め立てる廃棄物の種類が安定物のみであることから、火災の発生はないものと判断されるが、万一発生した場合は、覆土により対応する。また消火器を展開検査場内に設置する。

## 4. 衛生害虫等

埋め立てる廃棄物の種類が安定物のみであることから、衛生害虫の発生はないものと判断されるか、万一発生した場合は、薬剤の散布等を行う。

## 5. 囲い

みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いを設ける。位置は立入り禁止柵配置図(図 5 - 1,p39)に、構造は作工物詳細図(図 4 - 1,p35)に記載した。また、囲いが破損した場合には、速やかに補修、復旧する。

## 6. 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、処分場入口の国道沿いの見やすい場所に設置済み。位置は作工物配置図(図 4 - 2,p36)に、表示内容は作工物詳細図(図 4 - 1,p35)に記載した。

また、それらの立札等が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧する。

なお、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える。

## 7. 堰提等の点検

堰提等は週 1 回定期的に点検し、破損、沈下等の有無を目視により確認する。また、地震(震度 4 以上)、台風、大雨(日降水量 50mm 以上)等の異常事態の直後には臨時に点検を行う。

堰提等が損壊するおそれがあると認められる場合は速やかに補修を行う。

## 8. 埋立容量の測定

残余の埋立容量について、1年に1回測定し、記録する。

## 9. 記録・保存

埋立てた産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量、維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

## 施設操業時の維持管理方法

## 10. 地下水等の水質検査

浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる観測井を最終処分場の上流側に 1 箇所及び下流側に 1 箇所設置し、双方の地下水の水質を比較することにより地下水の汚染を把握する。

## ① 埋立処分開始前の地下水等の検査

埋立処分開始前の地下水の水質を把握し、埋立開始後の地下水の水質と比較して水質の状況を評価できるようにするため、地下水等検査項目（昭和 52 年総・厚令 1）について測定を行い記録する〔検査項目は表 2 - 1 (p13)のとおり、ただしダイオキシン類は除く〕。

## ② 埋立処分開始後の地下水等の検査

埋立処分開始後、塩化物イオンおよび電気伝導率について 1 月に 1 回以上、地下水等検査項目について 1 年に 1 回以上〔ダイオキシン類については埋立開始当初(開始後 1 年以内)に 1 回〕測定し記録する。

## ③ 地下水等の水質の悪化が確かめられた場合の措置

- ・地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因がその最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が確かめられた場合には、水質の詳細調査、水質悪化原因の調査の実施及び新たな廃棄物の搬入を中止するとともに北海道知事（釧路支庁）に連絡する。
- ・地下水の水質検査の結果、基準(表 2 - 1, p13)を超過した際には速やかに北海道知事（釧路支庁）へ連絡し、水質の詳細調査、基準超過原因の調査の実施及び新たな廃棄物の搬入を中止する。

## ④ 浸透水の水質検査

浸透水の水質検査を地下水等検査項目（ダイオキシン類を除く）について 1 年に 1 回、生物化学的酸素要求量（BOD）については 1 月 1 回行い記録する（埋立処分終了後は 3 月に 1 回 BOD の測定を行い記録する）。

## ⑤ 浸透水の水質の基準不適合時の措置

浸透水が次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行うとともに、北海道知事（釧路支庁）に連絡する。

- (1) 地下水等検査項目（ダイオキシン類を除く）の水質検査の結果が基準（表 2 - 1, p13）に適合しないとき。
- (2) BOD の水質検査の結果、BOD が 20mg/L を超えているとき。

## 別紙 2 - 1 (3/6)

### 施設操業時の維持管理方法

#### 1 1. 展開検査

##### ① 受入処理の方法

##### (1) 受付時の確認方法

ア. 搬入車両の廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないか車上から目視で確認するとともに、マニフェスト伝票で確認する。

イ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明した場合は、受付を拒否する。

##### (2) 展開検査場での確認方法

ア. 搬入された産業廃棄物を積み下ろす前に再度、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないか車上から目視で確認する。

イ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の産廃物が混入又は付着していた事が判明した場合は、搬入処理を拒否する。

ウ. 搬入された産業廃棄物は、搬入車両毎に展開検査場の所定の位置に降ろし、重機を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査し、当該廃棄物の混入が確認された場合は、人力や選別機械等を用いて分別する。

エ. 上記ウの分別が速やかに終了した場合は、搬入業者に安定型産業廃棄物以外の産廃物等を引き渡す。

搬入業者が帰ってしまった場合は、別途用意したコンテナ(図 2-1,p14)に当該廃棄物を一時保管し、搬入業者に連絡し、速やかに引き渡し手続きを行う。

オ. 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおおよその量を別紙「展開検査記録表」(添付:別紙 2-1 (5/6) ,p11)に記録し、保管する。

カ. 展開検査については、搬入車両ごとに行う。

##### (3) 展開検査の終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値等の訂正を行うか、新たに再発行してもらう。

施設操業時の維持管理方法

1 2. 石綿含有産業廃棄物の取扱い

① 受入時の確認

- ア. 石綿含有産業廃棄物の受入に当たっては、マニフェスト伝票と目視により、当該廃棄物と他の安定型廃棄物が区分されていることを確認する。また、当該廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着していないかについても目視で確認する。
- イ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していることが判明した場合は、受入れを拒否する。

②埋立場所

石綿含有産業廃棄物の埋立ては、最終処分場の所定の場所(図 10 - 1,p138)に埋立てる。埋立てに当たっては埋立て終了後の跡地管理のため、以下の事項を記録し保管する。

- ・埋立月日
- ・埋立方法
- ・埋立量
- ・埋立場所を示す図面

③埋立方法

- ア. 受入物の状態により、石綿の飛散のおそれがある場合は、受入物を湿潤状態にしてから荷降ろしする。
- イ. 重機で転圧する場合は、重機が直接埋立対象物に載ることがないように覆土した後に行う。
- ウ. 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土する。

別紙2-1 (5/6)

施設作業時の維持管理方法

展開検査記録票

マニフェスト番号

記録項目	内 容				
搬入年月日	年 月 日		時 分		
排出者名					
車両番号					
運転者名					
廃棄物の種類	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	がれき類
廃棄物の量	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>
安定型産業廃棄物 以外の廃棄物					
種類	木くず	紙くず	繊維くず		
数量	kg・L	kg・L	kg・L	kg・L	kg・L
措置方法					
記入者名					

写真

## 別紙 2 - 1 (6/6)

### 施設操業時の維持管理方法

#### 1 3. 埋め立て終了から廃止までの維持管理方法

##### ①開口部の閉鎖

埋め立て処分が終了した埋め立て地は厚さ 0.5mの土砂による覆いを行い、開口部を閉鎖する。

##### ②覆いの損壊防止

覆いの損壊を防止するため、覆いの点検を 1 週間に 1 回定期的に行い、損傷のある場合には速やかに補修、復旧を行う。

##### ③水質検査

###### (1) 地下水

地下水観測井上流側及び下流側より採取された地下水について、地下水等検査項目〔表 2-1 (p13) ただしダイオキシン類を除く〕を 1 年に 1 回以上検査し、かつ記録する。

###### (2) 浸透水

採取設備により採取された浸透水について、地下水等検査項目〔表 2-1 (p13) ただしダイオキシン類を除く〕を 1 年に 1 回以上、BODを 3 月に 1 回以上検査し、かつ記録する。

##### ④埋立地の安定化調査

埋め立てられた最終処分場の安定化の程度を把握するために次の調査を行う。

###### (1) ガス発生量調査

調査箇所…浸透水採取管

調査方法…ソープフィルメーターにて計測する。

調査頻度…年 2 回 (春季 1 回、秋季 1 回)

###### (2) 地盤沈下調査

調査箇所…4 箇所 (場内を 4 等分し各 1 箇所沈下杭を設置する)

調査方法…レベルと標尺を用いて地表面の鉛直変位を測定する。

調査頻度…年 2 回 (春季 1 回、秋季 1 回)

###### (3) 埋立地内部の温度調査

調査箇所…浸透水採取管

調査方法…サーミスター温度計を用いて地表より 1 m 間隔で測定する。対照として周辺の地中の温度も測定する。

調査頻度…年 2 回 (春季 1 回、秋季 1 回)

##### ④埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

#### 1 4. その他

埋立期間中は維持管理積立金を積み立てるものとする。